

研究開発プログラム「超高機能構造タンパク質による素材産業革命」実施規約

(平成 26 年 10 月 2 日 H26 革新第 185-31 号)

(定義)

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究開発成果」とは、プログラム・マネージャー(以下「PM」という。)が選定する研究開発機関と独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が締結する委託研究開発契約等に基づき実施する委託研究開発において得られた成果をいう。
- (2)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
 - ア 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権及び外国における当該各権利に相当する権利
 - イ 前アに定める各権利を受ける権利
 - ウ 著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、著作隣接権、報酬請求権(著作権法第 94 条の 2、第 95 条の 3 第 3 項及び第 97 条の 3 第 3 項に規定するもの)、二次使用料請求権(著作権法第 95 条第 1 項及び第 97 条第 1 項に規定するもの)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
 - エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究開発機関及び機構協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(以下「成果有体物」という。)
 - (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの
 - (iii) (i)又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (3)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権、著作権の対象となるもの、及び成果有体物についてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (4)「ImPACT プログラム知財」とは、次条に定める本研究開発プログラムにおける委託研究開発の実施の過程で生じた知的財産権をいう。
- (5)「実施」とは、特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 21 条から第 28 条まで及び第 91 条から第 100 条の 5 に定める利用行為並びにノウハウ、及び成果有体物を使用する行為をいう。
- (6)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (7)「大学等」とは、以下に掲げる研究開発機関の総称をいう。
 - (i) 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
 - (ii) 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
 - (iii) 公益法人等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの

(目的)

第2条 本規約は、革新的研究開発推進プログラム(以下「ImPACT」という。)において鈴木 隆領氏がPMを務める研究開発プログラム『超高機能構造タンパク質による素材産業革命』(以下「本研究開発プログラム」という。)の実施について、得られた知的財産権の取扱い、研究開発成果の公開、秘密保持等に係る必要な手続、方法、諸条件等を定め、もって、本研究開発プログラムを効果的に推進することを目的とする。

(参加機関)

第3条 本研究開発プログラムは、PM、PMが選定する研究開発機関及び機構(以下これらを併せて「参加研究開発機関等」と総称する。)が参加する。

2 本研究開発プログラムに参加する研究開発機関は、誓約書(別紙)をもって本規約の遵守を誓約するものとする。

(基本合意)

第4条 参加研究開発機関等は、以下の各号について合意するものとする。

- (1) PMは、本研究開発プログラムの実施管理を行う。
- (2) PMは、研究開発機関の役割分担、研究開発機関毎の研究実施計画、研究開発経費の配分計画等、自らの構想に基づく本研究開発プログラムの実施に必要な事項を定めた研究開発プログラム計画を策定する。また、本研究開発プログラムの進捗に応じて研究開発プログラム計画を変更できるものとする。
- (3) PM が選定する研究開発機関は、PM が策定する研究開発プログラム計画に基づき、当該計画の一部の研究開発を機構から委託を受けるため(以下「委託研究開発」という)、機構との間に委託研究開発契約を締結する。
- (4) 参加研究開発機関等は、PMが策定する研究開発プログラム計画に従って本研究開発プログラムを実施する。本研究開発プログラム計画が変更された場合も同様とする。
- (5) 参加研究開発機関等は、本規約を遵守するために必要な措置を講じ、自己に所属する者のうち本研究開発プログラムに参画する全ての者が本規約を遵守することについて責任を負うものとする。

(運営会議)

第5条 本研究開発プログラムの推進に関する重要事項について必要な連絡及び調整を行うため、本研究開発プログラムに参加研究開発機関等からなる運営会議を設置する。

- 2 運営会議の議長は、PMとする。
- 3 PMは、必要と認めた外部有識者等を運営会議に出席させることができるものとする。この場合、PMは外部有識者等にPMに対する秘密保持誓約書を提出させるものとする。
- 4 運営会議に関する事務はPMを補佐する機構の職員(以下「PM 補佐」という。)が行う。

(相互協力)

第6条 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムを効果的に推進し、もって本研究開発プログラムの目標達成に資するため、次の各号により相互に協力するものとする。

- (1) 運営会議等を通じた情報交換、助言等。
- (2) 所有する試料、装置、研究材料、情報、施設・設備等の、他の参加研究開発機関等への提供。

- 2 前項の協力にあたって必要な事項は、本規約による他、提供と受領を行う当事者の間で別に定めることができるものとする。

(研究開発プログラム内における情報管理)

- 第7条 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムの結果、得られた研究開発成果に関する情報を、他の参加研究開発機関等に対し、原則、事前の承認なしに開示できるものとする。ただし、当該開示を行った者は、速やかにPMに開示を行った旨を報告し、PMの求めに応じ、開示した内容を文書をもって提出するものとする。
- 2 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムの実施上、自己が保有する情報を他の参加研究開発機関等に対して開示する場合、秘密である旨を書面にて明示し開示することができる。
 - 3 PMは、本研究開発プログラム実施上、必要と認める場合は、参加研究開発機関等に対し、保有する情報を、他の参加研究開発機関等に対して開示することを要請できる。かかる要請を受けた参加研究開発機関等は、極力これに応じ、開示に努めるものとする。
 - 4 参加研究開発機関等は、前3項の規定により開示された情報を、本研究開発プログラムの実施以外の目的で使用してはならない。
 - 5 参加研究開発機関等は、第1項から第3項までの規定により開示された情報に基づき新たに発明等を行った場合は、発明等の取り扱いについてPM及び当該情報を提供した参加研究開発機関等と協議しなければならない。
 - 6 参加研究開発機関等間の利害関係調整等のために必要な場合は、参加研究開発機関等の要請に応じてPM及び機構が調整を行うものとする。

(秘密保持)

- 第8条 参加研究開発機関等は、第7条第1項から第3項までの規定により開示された情報について、他の参加研究開発機関等以外の者に開示してはならない。
- 2 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムの実施上、他の参加研究開発機関等から知り得た情報のうち、前条第2項に基づき当該他の参加研究開発機関等より秘密である旨の書面による明示があった情報については、当該他の参加研究開発機関等の事前の書面による同意がなければ、研究開発プログラム内外を問わず、他者に開示してはならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示できるものとする。
 - (1) 当該他の参加研究開発機関等から開示若しくは提供された時、既に自己が保有していたもの
 - (2) 当該他の参加研究開発機関等から開示若しくは提供された時、既に公知又は公用であったもの
 - (3) 当該他の参加研究開発機関等から開示若しくは提供された後、自己の責に帰し得ない事由により公知又は公用となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から合法的に取得したもの
 - (5) 前2項の規定に基づいた自己が秘密を保持すべき情報に基づくことなく独自に開発したもの

(研究開発成果情報の取扱い)

- 第9条 参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムにより得られた研究開発成果に関する情報について、第10条に定めるところに従いつつ、積極的な公開を図るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、参加研究開発機関等は、本研究開発プログラムにより得られた研究開発成果に

関する情報について、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれると判断する場合は、該当する技術情報を特定し、当該技術情報の保全、安全保障輸出管理等の当該技術情報の管理を適切に行うものとする。

(研究開発成果の外部発表)

- 第10条 参加研究開発機関等(機構を除く。)は、研究開発成果を論文、学会等で公表しようとする場合は、投稿、申請等の2週間前までにPM及び機構に、機構が別途定める様式による「研究開発成果公表申請書」を提出し、公表の承認を得なければならない。また、事前に当該参加研究開発機関等は、投稿、申請等の2週間前までに当該研究成果に関連のある他の参加研究開発機関等に「研究開発成果公表申請書」の写しを提供しなければならない。当該他の参加研究開発機関等は、PM又は機構に対し、次項各号に該当することを理由に、公表内容の修正、公表の延期または中止をさせるように意見を述べることができる。
- 2 PM及び機構は、前項により参加研究開発機関等から公表の申請のあった研究開発成果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表内容を修正させ、あるいは公表を延期または中止させることができるものとする。
 - (1) 研究開発成果に基づく特許等の出願が見込まれるとき。
 - (2) 研究開発成果に国民の安全・安心に資する技術に転用可能なデュアルユース技術も含まれ、国際的な平和及び安全の維持のため情報の保全が必要と見込まれるとき。
 - 3 参加研究開発機関等は、前項に基づきPM及び機構により公表内容の修正、公表の延期または中止を求められたとき、その理由に疑義がある場合は、機構に異議の申立てができるものとする。その場合、機構は総合科学技術・イノベーション会議に設置する革新的研究開発推進プログラム有識者会議の意見を求める等の適切な措置を採るものとする。

(知財運用会議)

- 第11条 本研究開発プログラムに関連する知的財産権の実施許諾条件等の運用に関し必要な事項について協議するため、本研究開発プログラムに知財運用会議を設置する。
- 2 知財運用会議は、PM、機構及び協議の対象となる知的財産権に関連する研究開発機関を含む研究開発機関の一部又は全部から構成される。また、必要に応じて秘密保持に関して本規約の遵守に同意した外部有識者を加えることができるものとする。
 - 3 知財運用会議の議長は、PMとする。
 - 4 知的財産権の運用に関する協議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面等による協議で代替できるものとする。
 - (1) 軽微な協議事項である場合
 - (2) 本研究開発プログラムの終了後に協議が必要な場合
 - 5 PM は、本研究開発プログラム終了前に知財運用会議で協議の上、本研究開発プログラム終了後におけるImPACTプログラム知財に係る必要な手続、方法、諸条件等の運用に関する、知財運用会議を構成していた者(機構を除く。)の間での協議及びそれらと機構との間の必要な連絡調整を行うため、管理団体を指定することができる。
 - 6 前項に規定する知財運用会議での協議が本研究開発プログラム終了前に調わなかったときは、知財運用会議を構成していた者は、前項の管理団体の指定のため、協議を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。

(知的財産権の帰属)

第12条 ImPACT プログラム知財は、次の各号全てを満たす場合は、当該委託研究の受託研究開発機関(以下「受託研究開発機関」という。)に帰属するものとする。

- (1) 受託研究開発機関が、発明等を為した者から職務発明あるいは個別契約により知的財産権を承継すること。
 - (2) 受託研究開発機関が、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)とそれぞれ読み替えるものとする。)及び、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第25条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「国」については「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)、とそれぞれ読み替えるものとする。)を遵守すること。
- 2 PM又はPM補佐が発明等を為した者に含まれる ImPACT プログラム知財は、次の各号全てを満たすことを条件に、受託研究開発機関に帰属するものとする。
- (1) 機構と受託研究開発機関の契約により知的財産権を承継すること。
 - (2) 前号における承継の対価等に関する条件について、発明を為したPM又はPM補佐が不利益を生じないよう、受託研究開発機関に所属する発明者と同等の扱いとすること。
- 3 複数の受託研究開発機関により発明等が為された ImPACT プログラム知財の帰属は、当該受託研究開発機関の共有とし、その持ち分比率は当該受託研究開発機関の間で協議の上、決定するものとする。但し、当該受託研究開発機関間の協議により持ち分比率の合意が得られない場合は、知財運用会議において決定するものとし、当該受託研究開発機関はかかる決定に従わなければならない。
- 4 受託研究開発機関が、ImPACT プログラム知財に属する発明等の承継を受けない場合の取扱いについては、知財運用会議において協議するものとする。
- 5 受託研究開発機関からの一部研究開発の再委託により得られた知的財産権の扱いについては、知財運用会議において協議するものとする。

(特許出願等の手続)

第13条 受託研究開発機関は、本研究開発プログラムの実施において発明等が得られた場合は、速やかにPM及び機構に、機構が別途定める様式による「発明等届出書」を提出しなければならない。

- 2 PM及び機構は、前項により受託研究開発機関から「発明等届出書」の提出を受けたときは、当該受託研究開発機関と協議するものとし、特許等出願の可否及びノウハウ化について判定し、当該受託研究開発機関に「発明等届出書」の受領後2週間以内に判定結果を連絡するものとする。
- 3 PM及び機構は、前項において特許等出願を行うことができるとの決定がなされた ImPACT プログラム知財に、国民の安全・安心に資する技術に転用可能なデュアルユース技術も含まれると判断されるときには、国際的な平和及び安全の維持の観点から当該受託研究開発機関と出願内容、出願時期等を協議する。当該受託研究開発機関は、かかる協議に応じなければならない。
- 4 第2項において特許等出願を行うことができるとの決定がなされた ImPACT プログラム知財については、受託研究開発機関が当該 ImPACT プログラム知財の出願、取得、維持等に関する手続を行う。ImPACT プログラム知財が共有の場合は、手続を担当する者を、受託研究開発機関間の協議により決定する。
- 5 前項により、ImPACT プログラム知財の出願、取得、維持等に関する手続を行うときは、手続を担当する者

(以下「**手続担当受託研究開発機関**」という。)は、次の各号に掲げる届け出等を行うものとする。

- (1) **手続担当受託研究開発機関**は、出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から 60 日以内に、**機構**が別途定める様式による「**知的財産権出願通知書**」により**機構**に対し通知するものとし、また、写しを共有する他の**受託研究開発機関**に送付するものとする。
 - (2) **手続担当受託研究開発機関**は、前号の出願又は申請を行った **ImPACT プログラム知財**に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から 60 日以内に、**機構**が別途定める様式による「**知的財産権設定登録等通知書**」により、**機構**に通知するものとし、また、写しを共有する他の**受託研究開発機関**に送付するものとする。
- 6 **受託研究開発機関**は、第2項において出願等を行うことができるとの決定がなされた **ImPACT プログラム知財**の出願・維持等に係る費用は、本研究開発プログラム実施期間中は、委託研究における直接経費から支出できるものとする。本研究開発プログラム終了後は、**ImPACT プログラム知財**の所有者が負担する。

(知的財産権の移転)

- 第14条 **受託研究開発機関**は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した **ImPACT プログラム知財**の自己の持分全部又は一部を自らの意思により移転(売却、合併等)しようとする場合は、予め**機構**に申請し、移転の承認を得なければならない。また、当該移転をしようとする**受託研究開発機関**は、第12条第3項の規定により他の**受託研究開発機関**との間で共有とされた **ImPACT プログラム知財**の自己の持分全部または一部を移転する場合には、当該他の**受託研究開発機関**全員の書面による事前の承認を得ておくものとする。
- 2 **機構**は、前項により**受託研究開発機関**から移転の申請のあった **ImPACT プログラム知財**について、次の各号のいずれかに該当する場合は、移転を承認しないことができる。
 - (1) **ImPACT プログラム知財**に係る権利及び義務関係が移転先に承継されることが確認できない場合。
 - (2) 技術流出等によって我が国の国際競争力に支障が及ばないことが確認できない場合。
 - 3 **機構**は、第1項及び第2項の**ImPACT プログラム知財**の移転の承認若しくは否認を行う場合は、予め**PM**の意見を聞くこととする。あるいは、本研究開発プログラム終了後において第11条5項に規定する管理団体が指定された場合は予め当該管理団体の意見を聞くこととする。
 - 4 **受託研究開発機関**は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した **ImPACT プログラム知財**の自己の持分全部又は一部を放棄しようとする場合は、他の参加**研究開発機関**等への譲渡を検討する等、本研究開発プログラムにおける成果の有効活用に留意するものとする。

(知的財産権の実施)

- 第15条 **受託研究開発機関**は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した **ImPACT プログラム知財**のうち、大学等が共有者になっているものを除き、自由かつ無償で実施することができる。
- 2 **受託研究開発機関**は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した **ImPACT プログラム知財**のうち、大学等が共有者になっているものについて実施するときは、共有者である大学等の貢献に鑑みた対価の当該大学等への支払いの有無及び当該対価について、別途大学等と協議して定めるものとする。その際、当該 **ImPACT プログラム知財**の実施**研究開発機関**たる企業、当該大学等、**PM**、**機構**は次の各号について配慮するものとする。
 - (1) **ImPACT プログラム知財**の実施**研究開発機関**は、大学等における**研究開発成果**の活用とこれに伴う**実施料**収入が、当該大学等における**研究活動**の活性化に繋がることを考慮し、大学等の貢献に鑑みた対

価の支払いについて、当該大学等と真摯に協議すること。

- (2) 大学等は、企業が ImPACT プログラム知財を実施するにあたり事業化リスクを負担していること、売上に伴う実施料の負担が将来的な事業活動の制約要件になり得る懸念があること、等の諸事情を勘案し、優先実施期間の付与等の実施条件について検討するとともに、一時金をもって対価とする、対価の上限を定める等の企業が受け入れやすい条件について考慮すること。
 - (3) PM及び機構は、大学等及び企業の事情を考慮した上で、大学等と企業との合意に努めること。
- 3 受託研究開発機関は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した ImPACT プログラム知財の発明者等が、ベンチャー企業の起業により当該 ImPACT プログラム知財を利用した事業を実施しようとするときは、他の参加研究開発機関が合意した場合は、当該 ImPACT プログラム知財の譲渡、あるいは実施許諾等により、当該ベンチャー企業による事業の実施の支援に努めるものとする。
 - 4 受託研究開発機関は、第1項又は第2項により ImPACT プログラム知財を実施し、あるいは第3項に掲げるベンチャー企業に実施許諾をしたときは、その状況を毎年3月31日までに、機構が別途定める様式による知的財産権実施報告書により機構に報告するものとし、当該ベンチャー企業に対し報告させるよう措置するものとする。

(知的財産権の実施許諾)

第16条 受託研究開発機関は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した ImPACT プログラム知財について、本研究開発プログラムの遂行又は本研究開発プログラムの成果の実用化等に必要になるとして、本研究開発プログラムに参加している他の研究開発機関から非独占的实施権の許諾を希望されたとき、次の各号全てを満たす場合は、非独占的实施権を許諾するものとする。

- (1) 当該受託研究開発機関の第15条第1項から第3項までに基づく実施に著しい支障が無いと判断されること。
 - (2) 対価や実施範囲等を含む許諾条件に当該受託研究開発機関が合意可能であること。
 - (3) 知財運用会議において合意されること。
 - (4) 当該受託研究開発機関は、許諾する ImPACT プログラム知財が第12条第3項の規定により他の受託研究開発機関との共有になっている場合には、当該許諾について事前に共有者である当該他の受託研究開発機関の書面による事前の承諾を得ること。
- 2 受託研究開発機関は、本研究開発プログラム開始前に自己が保有していた知的財産権について、本研究開発プログラムの遂行又は本研究開発プログラムの成果の実用化等に必要になるとして、本研究開発プログラムに参加している他の参加研究開発機関から非独占的实施権の許諾を希望されたとき、次の各号全てを満たす場合は、当該他の受託研究開発機関に対して非独占的实施権を許諾するものとする。
 - (1) 当該受託研究開発機関の事業実施に著しい支障が無いと判断されること。
 - (2) 対価や実施範囲等を含む許諾条件に当該受託研究開発機関が合意可能であること。
 - (3) 知財運用会議において合意されること。
- 3 受託研究開発機関は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した ImPACT プログラム知財について、本研究開発プログラムに参加していない第三者から非独占的实施権の許諾を希望された場合は、知財運用会議における合意を前提として、非独占的实施権を当該第三者に対し許諾できるものとする。なお、当該受託研究開発機関は、許諾する ImPACT プログラム知財が第12条第3項の規定により他の受託研究開発機関との共有になっている場合には、当該許諾について事前に共有者である当該他の受託研究開発機関の書面による事前の承諾を得るものとする。

- 4 前3項における非独占的実施権の実施料等の実施条件については、当事者間での合意が得られる事を条件に、知財運用会議が決定する。その際、参加研究開発機関等が不利益を被らないよう配慮するものとする。
- 5 受託研究開発機関は、第1項又は第3項により ImPACT プログラム知財の非独占的実施権を許諾したときは、実施状況を毎年3月31日までに、機構が別途定める様式による知的財産権実施報告書により機構に報告し、あるいは被実施許諾者に対し報告させるよう措置するものとする。
- 6 受託研究開発機関が第12条第1項及び第2項により自己に帰属した ImPACT プログラム知財について独占的実施権を許諾しようとする場合の扱いについては、第13条の ImPACT プログラム知財の移転の場合の手續を準用するものとする。

(著作権の扱い)

- 第17条 受託研究開発機関は、第12条第1項及び第2項により ImPACT プログラム知財が自らに帰属した場合には、本研究開発プログラムの成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権について、本研究開発プログラムの実施に必要な範囲内において、機構が利用する権利及び機構が第三者に利用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。ただし、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)にかかわる著作権及び外国におけるこれに相当する権利については、機構が受託研究開発機関よりプログラム等の納品を受ける際に、協議の上、その取扱いを定めるものとする。
- 2 受託研究開発機関は、第12条第1項及び第2項により自己に帰属した ImPACT プログラム知財に関し、機構及び機構が指定する第三者による本研究開発プログラムの成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を受託研究開発機関自身の責任において行うものとする。

(新たな研究開発機関の参加)

- 第18条 PMが、新たに研究開発機関を選定し、本研究開発プログラムに参加させようとするときは、運営会議に報告するものとする。報告を受けた他の参加研究開発機関等は、合理的な理由がない場合は、これに同意するものとする。

(外部機関からの研究資材の受領等)

- 第19条 参加研究開発機関等は、研究資材の提供や情報の開示等により、参加研究開発機関等以外の外部機関を本研究開発プログラムに関与させようとするときは、当該外部機関が本規約を遵守することを条件に、運営会議に報告し、他の参加研究開発機関等の承認を得なければならない。

(有効期間)

- 第20条 本規約の有効期間は、本研究開発プログラムの開始日から終了日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第5号、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条の規定は、対象事項が全て消滅するまで有効とし、第8条の規定は、本研究開発プログラムの終了日から5年間有効とする。

(本規約の改正)

第21条 機構は、本研究開発プログラムの実施において必要と判断した場合には、本規約を改正できるものとする。

2 機構は、前項により本規約を改正しようとするときは、事前に運営会議において参加研究開発機関等の意見を聴くものとする。

(紛争の解決)

第22条 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他、規定外事項)

第23条 本規約に定めのない事項又は疑義のある事項については、参加研究開発機関等は誠意をもって協議の上書面により決定する。

付 則

この規約は、平成26年10月2日から施行する。